

○ 財務省告示第 208 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 8 年 6 月 18 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 25 回	8,200,000,000 円	104.62 円
〃	第 31 回	6,700,000,000 円	100.62 円
〃	第 31 回	100,000,000 円	100.92 円
合 計		15,000,000,000 円	